



## 学校教育目標

「学び 共感し 鍛え 10年後の社会を形成する生徒の育成」

【目指す生徒像】☆自ら学びよく考えぬく生徒☆ものごとに共感できる生徒 ☆心身ともに健康で鍛えぬく生徒

【目指す学校の姿】「夢と志にあふれた活力ある学校」～我が子を通わせたいような学校～



## 生徒指導提要の改訂

教師用の生徒指導に関するガイドブックにあたる「生徒指導提要」（平成22年3月作成）が約10年ぶりに改訂されます。その見直しを進める文部科学省「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」が令和3年6月から開催されてきたが、令和4年3月29日に第7回が開催され、「生徒指導提要」の改訂案が公開されており、文部科学省のホームページで確認できます。

総論としては、大幅に改善され、期待以上の内容です。中でも、曖昧な表現を減らし、「子どもの人権」を尊重することなどが明確に書かれており、生徒参加が明確に位置づけられている内容となっています。

注目したいのが、子どもの権利について明確に触れられている点です。平成22年3月作成の「生徒指導提要」では、子どもの権利についてほとんど触れられていなかったが、今回は、「児童の権利に関する条約」の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域にとって必須とした上で、いわゆる4つの一般原則（差別の禁止、児童の最善の利益、生命・生存・発達に対する権利、意見を表明する権利）を明確に記載したことです。

### 令和4年8月作成「生徒指導提要」（改訂案）

#### 1.5 生徒指導の取り組み上の留意点

##### 1.5.1 児童の権利の理解

（四つの原則）生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが大切です。関連する条文の概要は、以下のとおりです。

- ①差別の禁止 児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。（第2条）
- ②児童の最善の利益 児童に関する全ての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。（第3条）
- ③生命・生存・発達に対する権利 生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。（第6条）
- ④意見を表明する権利 児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。（第12条）

いじめや暴力行為は、児童生徒の人権侵害であるばかりでなく、進路や心身に重大な影響を及ぼします。教職員は、いじめの深刻化や自殺の防止を目指す上で、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を貫くことが大切です。また、安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言えます。

中学校1・2年生の保護者の方々には入学式でお話ししたように、中学校生活の3年間は、ご自身も経験されたように、生徒たちが心身ともに大きく成長する時期であり、その成長のためにさまざまな困難や苦悩が訪れる時期でもあります。本校の生徒指導基本的対応方針は「まず子どもの意見を聞く」としています。子どもの意見表明する権利を保障した上での問題解決に当たっていきたくと考えているからです。学校としても私たち教職員と保護者の方々が同じ方向を向いて力を合わせていくことが必要不可欠であると考えております。どうぞ、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 3年ぶり全校での体育祭

9月14日(水)に、3年ぶりとなる全校一斉での体育祭を開催いたしました。今年度は、集団への所属感や連帯感を深めるため、従来の学年ごとのクラス対抗ではなく、各学年の1クラスずつ、異年齢の3クラスが団を結成する縦割りで行いました。どの団も3学年がリーダーシップを発揮し団結力を高めていました。体育祭当日は、実行委員を中心として自主的に動く姿、団で協力して競技に向かう姿など多くの活躍を見ることができました。また、183家庭の保護者の方に来校いただきました。



### 学力向上に関する講話

9月16日(金)、校長と此島教諭が「学力向上に関する講話」を行いました。自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育むことを目指し、「振り返り活動の充実」を今年度の重点としています。学力向上に向け、教師と生徒、保護者が目標を共有し取り組んでいくことが重要です。県学力・学習状況調査結果、全国学力・学習状況調査(3年のみ)の結果を返却しました。各教科での振り返りシートや授業参観などと共に生徒の成長の様子をご覧ください。

### かけがえのない子供たちを守るための教育長メッセージ

9月5日(月)県の教育長メッセージを配布いたしました。一部抜粋し再掲いたします。

- ・思春期と呼ばれる成長が著しい年代では、より心が不安定になりやすいと言われています。
- ・私たち周囲の大人は、そのことを今一度認識して、子供の不安や悩みを受け止め、かけがえのない子供たちを全力で守っていかねばなりません。
- ・学校では、(中略)生徒一人一人に寄り添った対応をしてみたいです。学校内で心配なことがあれば、小さなことでも御家庭に連絡をさせていただきます。
- ・もし、お子様の様子で少しでも気になることがある場合は、学校に御相談ください。

メッセージ全文は <https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/201005/hogosha.pdf> をご覧ください。

### 合唱コンクールは生徒のみで開催

10月28日(金)に合唱コンクールを開催いたします。昨年度は学年ごとの開催でしたが、今年度は全校生徒が一堂に会して開催します。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から体育館での保護者参観スペース確保が難しいため、保護者参観なしで実施します。

10月の予定		諸事情により予定を変更する場合がありますのでご了承ください。	
10月	学校行事等	10月	学校行事等
1 土	開校記念日	17 月	
2 日		18 火	生徒会役員改選
3 月		19 水	
4 火	全校朝会	20 木	都市駅伝予選会(学級の日・部活休養日)(ふれあいデー)
5 水	第2回第3学年学力検査テスト	21 金	漢字検定
6 木	3年立志式 専門委員会(学級の日・部活休養日)	22 土	
7 金	テスト前部活中止(~11日)英検	23 日	
8 土		24 月	
9 日		25 火	生徒会朝会(引継式)
10 月	スポーツの日	26 水	
11 火	中間テスト1日目	27 木	(学級の日・部活休養日)
12 水	中間テスト2日目	28 金	校内合唱コンクール(生徒のみ)
13 木	北部教育事務所 美里町教育委員会支援担当訪問 部活動なし PTA理事会	29 土	
14 金	PTA学校パトロール(広報部)	30 日	
15 土		31 月	教育相談開始(~11/8)
16 日			

美里中学校のホームページは、右のQRコードからも学校だよりをご覧ください。

